なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.14}{100} \times \frac{\text{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}}{365}$$

(二)　平成二十五年十一月十五日以後の場合

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{経過利子に相当する金額} - \text{利子に相当する金額}}{80} \times 2$$

十七　中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十五年五月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一)　平成二十四年十一月十五日から平成二十五年五月十五日前までの間の場合

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{経過利子に相当する金額} - (\text{利子に相当する金額} - \text{経過利子に相当する金額})}{80} + \text{経過利子に相当する金額}$$

(二)　平成二十四年十一月十五日前の場合

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{経過利子に相当する金額} - (\text{利子に相当する金額} - \text{受入経過利子に相当する金額})}{80} + \text{受入経過利子に相当する金額}$$

十八　元利金支払場所

日本銀行

## ○国土交通省告示第六百八十四号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十四年六月七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1の表を次のように改める。

| 会計 | 勘定 | 項 | 目 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 一般会計 | 総合的物流体系整備推進費 | 港湾機能高度化施設整備費補助金 | 港湾法第二条第二項に規定する地方港湾（以下「地方港湾」という。）に係る事業に限る。 |
| | 海岸環境整備事業費 | 海岸環境整備事業費補助 | 港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾に係るものを除く。 |
| | | 海岸保全施設整備事業費補助 | 地方港湾に係るものに限る。 |
| | 海岸事業費 | 海岸事業費補助 | |
| | 北海道開発事業費 | 公営住宅建設費等補助 | |
| | 離島振興事業費 | | |
| | 沖縄開発事業費 | | |
| | 住宅対策事業費 | 住宅市街地総合整備事業費補助（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費補助を除く。） | 住宅市街地総合整備事業の整備計画に基づく事業（密集市街地整備型の事業を除く。）、住宅市街地基盤整備事業及び住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震改修支援センターの施行に係るもの、住宅・建築物耐震改修モデル事業に関する事業及び緊急支援建築物・分譲マンション耐震化支援事業に関する事業を除く。）に限る。 |
| | 北海道開発事業費 | | |
| | 沖縄開発事業費 | | |
| | 住宅防災事業費 | 住宅市街地総合整備事業費補助（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費補助を除く。） | |
| | 北海道開発事業費 | | |
| | 住宅対策諸費 | 特定賃貸住宅建設融資利子補給補助 | |
| | | 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金 | |
| | 都市水環境整備事業費 | 緑地環境整備総合支援事業費補助 | |
| | 北海道開発事業費 | | |
| | 都市水環境整備事業費 | 都市水環境整備事業費補助（下水道関連公共施設整備促進事業費補助に限る。） | 社会資本整備事業特別会計治水勘定における対象事業に相当するものに限る。 |
| | 国営公園等事業費 | 都市公園事業費補助 | 次の各号に掲げるものを除く。<br>一　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二条第一項第四号に規定する二以上の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園の整備に係るもの<br>二　閣議決定若しくは閣議了解により開催することを決定若しくは了解した行事、国民体育大会若しくは全国都市緑化フェアの会場となる都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第二条第二号に規定する公園若しくは緑地の整備に係るもの |
| | 北海道開発事業費 | | |